厚生労働省
熊本労働局

Press Release

熊 本 労 働 局 発 表
令和８年 10 月 23 日

【照会先】
熊本労働局労働基準部　監督課
課　長　吉川　祐基
過重労働特別監督監理官　濱田　智子
電話　096－355－3181

報道関係者　各位

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である 11 月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等の防止の重要性について広く周知し、国民の皆さまの関心と理解を深めていただくため、毎年 11 月に実施しています。

熊本労働局（局長　金谷　雅也）では月間中に、過労死等の防止についての周知・啓発を目的として、次の取組を行います。

■「過労死等防止啓発月間」の取組概要

１　過労死等の防止に係る周知・啓発

⑴ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施（資料１参照）

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、シンポジウムを開催します（参加費無料）。

［日　時］令和８年 11 月 13 日(金)13 時 30 分～
［場　所］熊本テルサ　たい樹（南 1/2）
［ホームページ］https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/index.html

⑵ ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施（資料２参照）

国民の皆さま一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

２　過重労働解消キャンペーン（資料２[１頁右側]参照）

⑴ 過重労働相談受付集中期間及び「過重労働解消相談ダイヤル」の実施

［フリーダイヤル］　０１２０－７９４－７１３（フリーダイヤル　なくしましょう　長い残業）

［実　施　日　時］　令和８年 11 月７日（土）9：00～17：00

⑵ 労使の主体的な取組を促します

⑶ 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

⑷ 過重労働解消のための重点監督等の実施

⑸ 過重労働解消のためのセミナーを開催します（資料３参照）

「過労死等」とは　・・・　①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害